

上河内地区

I 協議体の概要

| | | | |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------|
| 名 称 | かみかわち共に支え合う会 | | |
| 設置年月日 | 令和3年3月25日 | 開催頻度 | 6回/年 |
| 構成団体（◎：事務局） | | | |
| <input type="radio"/> 自治会連合会 | <input type="radio"/> まちづくり協議会 | <input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会 | <input checked="" type="radio"/> 地区社会福祉協議会 |
| <input type="radio"/> 老人クラブ連合会 | <input type="radio"/> 福祉協力員連絡会 | 健康づくり推進委員会 | 第2層生活支援コーディネーター |
| <input type="radio"/> 市社会福祉協議会 | <input type="radio"/> 地域包括支援センター | その他（ ） | |
| 設置方式 | | | |
| <input type="radio"/> 新規設置 | 既存会議活用（ ） | | 地域ケア会議活用 |
| 設置要綱・会則等の有無 | 有 ・ 無 | | |
| 設置までの経緯 | | | |
| 時 期 | 内 容 | | |
| 平成30年 ～ 令和元年 | 地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、老人クラブ、市社協、包括等） → 地域包括ケアシステムや第2層協議体の取組等について意見交換 | | |
| 令和元年11月 | 勉強会①（参加者：各種地域団体の役員、自治会等の地域住民等） → 認知症をテーマとした映画を上映し、高齢者の支援に係る認識の共有を図るとともに、「地域でできること」について話し合いを行った。 | | |
| 令和2年 2月 | 勉強会②（参加者：各種地域団体の役員、自治会等の地域住民等） → 助け合い活動の体験ゲーム、地域課題の導出に関するグループワーク | | |
| 7月 | 地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、老人クラブ、市社協、包括等） → 勉強会の振り返りを行うとともに、協議体の構成団体等について検討 | | |
| 令和3年 1月 | 第2層協議体設立に向けての打合せ会（参加者：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、老人クラブ、包括等） → 上河内地区第2層協議体の組織体制・活動の方向性について、共通認識を図った。 | | |
| 2月 | 第2層協議体設立に向けての打合せ会（参加者：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、老人クラブ、包括等） → 上河内地区第2層協議体の規約（案）、設立式の内容等について検討 | | |
| 3月 | 第2層協議体設置（第2層協議体設立式の開催） | | |
| 協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと） | | | |
| 地域情報の共有、 課題やニーズの把握について | <ul style="list-style-type: none"> 各種団体との情報共有・意見交換を通じた、地域課題の導出 困りごとアンケート調査の実施検討 | | |
| 支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等） | <ul style="list-style-type: none"> 人材の確保（団体・ボランティア等）に向けた検討 | | |

II 取組事例

【支え合いの仕組みづくりに向けた意識の醸成】

◆ 勉強会①：認知症をテーマとした映画の上映会（令和元年11月開催 約230名参加）

<上映会>

<「私たちにできること」話し合い>



認知症の患者を抱えた家族を描いたドキュメンタリー作品を上映した。



「認知症の人がご近所にいた場合に、私たちにできることは何か？」をテーマに話し合いを行った。「向こう三軒両隣の気持ちで生活することが重要。」や「買い物やゴミ出しの支援など、自分にもできることをしたい。」といった意見が出された。

◆ 勉強会②：助け合い体験ゲーム（令和2年2月開催 約40名参加）

<助け合い体験ゲーム>

<地域の困りごと・できること>



日常生活上のちょっとした困りごとについて、「助け合い」を疑似体験する「助け合い体験ゲーム」を行った。



地域の困りごとや、それに対応する「地域でできること」についてグループワークを行い、発表した。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 上河内地区連合自治会をはじめ、まちづくり協議会や地区社会福祉協議会、老人クラブなど、様々な地域団体を巻き込みながら、丁寧に、勉強会の開催を重ねていくことにより、支え合いの仕組みづくり（第2層協議体の設置）に向けて、意識が醸成された。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 連合自治会やまちづくり協議会、地区社会福祉協議会、老人クラブなど、多様な関係者が関わり、地域の取組について情報共有を行うとともに、地域課題について議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 地区内のふれあい・いきいきサロン運営団体をはじめ、老人クラブ、地区社会福祉協議会など、各種団体との情報共有・意見交換を通じた、地域課題の導出
- ・ 困りごとアンケート調査の実施検討

かみかわち共に支え合う会 規約

(名称)

第1条 本会は、かみかわち共に支え合う会（以下「協議体」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議体は、地域の特色を活かした「共に支え合う」地域づくりのための調査・研究等を行うとともに、構成団体相互の交流及び連携を推進し、地域共生社会の構築を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区における高齢者の生活支援ニーズの把握
- (2) 地区の高齢者に関する課題の把握
- (3) 上記の問題解決のための方策の検討
- (4) その他協議体の目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 協議体は前条の目的に賛同する者および団体で構成する。

2 協議体は、次に掲げる団体および賛同する者を会員とする。

- (1) 上河内地区まちづくり協議会
- (2) 上河内地区連合自治会
- (3) 上河内地区社会福祉協議会
- (4) 上河内地区民生委員児童委員協議会
- (5) 上河内地区老人クラブ連絡協議会
- (6) 上河内地域包括支援センター

(入会及び退会)

第5条 協議体に入会しようとする団体および賛同する者は、入会申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 会長は入会の可否について審査するにあたり、必要に応じて構成団体に意見を求めることができる。
- 3 退会しようとする団体及び賛同する者は、退会届を会長に提出しなければならない。

(役員)

第6条 協議体に次の役員を置く。

会 長 1人
副会長 2人
会 計 1人
監 事 2人

(役員を選出)

第7条 会長は構成員の互選により選任する。

- 2 副会長は団体代表者から2名とし、会長が指名する。
- 3 会計および監事は、構成員の互選により選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議体を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、協議体の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(顧問)

第10条 協議体に総会の推薦によって顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長の諮問に応じ、必要あるときは会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第11条 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は、毎年1回開催する。
臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または構成団体の3分の1以上の要請があったときに開催する。

- 2 総会は、会長がこれを招集し、議長となる。
- 3 総会は、構成員をもって構成する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の時は、議長が決するところによる。

(権能)

第12条 総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 収支予算の決定及び収支決算の承認
- (3) 規約の変更
- (4) その他協議体の運営上必要な事項

(負担金等)

第13条 協議体の収入は、市の負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協議体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 協議体の事務所は、会長宅に置く

(その他)

第16条 本規約に定めるものの他、協議体の運営に関し、必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和3年3月25日から施行する。
設立年度の総会は結成式と兼ねる。